

鳥取県告示第387号

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成15年鳥取県規則第77号）第3条第1項の規定に基づき移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等を次のとおり指定するので、同規則第6条第1項の規定により告示する。

平成22年6月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定する県外の区域

- (1) 宮崎県西都市全域（家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について（平成22年鳥取県告示第280号。以下「第280号告示」という。）及び家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について（平成22年鳥取県告示第320号。以下「第320号告示」という。）により指定した区域を除く。）
- (2) 宮崎県宮崎市全域（第320号告示により指定した区域を除く。）
- (3) 宮崎県児湯郡新富町全域（第280号告示により指定した区域を除く。）
- (4) 宮崎県東諸県郡国富町全域
- (5) 宮崎県東臼杵郡美郷町全域（第280号告示により指定した区域を除く。）
- (6) 宮崎県東臼杵郡門川町全域
- (7) 宮崎県日向市全域（第280号告示及び第320号告示により指定した区域を除く。）

2 指定する家畜等

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし並びにこれらの死体並びに口蹄疫の病原体を広げるおそれのある物品

3 指定に係る期間

平成22年6月15日から当分の間

4 指定する目的

口蹄疫のまん延を防止するため